

平成29年第2回美祢市議会臨時会会議録

平成29年5月19日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長	大塚享
議会事務局主任	篠田真理	補佐	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
総合政策部次長	繁田誠	総務部長	佐々木昭治
総務部長	竹内正夫	総務課長	池田正義
財政課長	中嶋一彦	税務課長	内藤賢治
市民福祉部長	古屋敦子	市民福祉部長	岡崎堅次
市民課長	高橋睦夫	地域福祉課長	波佐間敏
市民福祉部生活環境課長	細田清治	教育長	松永潤
病院事業管理者	東城泰典	上下水道事業者	鮎川弘子
会計管理者	金子彰	消防長	安村芳武
美東総合支所長	杉原功一	秋芳総合事務所	奥田源良
教育委員会事務局		病院事業局長	
上下水道局長		監査委員	

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 4 報告第 2 号 美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画について
- 日程第 5 議案第 3 4 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3 5 号 専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 3 6 号 専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 8 議案第 3 7 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 9 議案第 3 8 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 1 0 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 0 号 美祢市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 2 号 美祢市教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 議案第 4 3 号 美祢市固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 5 議案第 4 4 号 美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、平成29年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

議事に入ります前に、このたび中国市議会議長会より表彰がございました。表彰状並びに記念品は、先般、伝達いたしました。被表彰者のお名前を事務局から報告いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告申し上げます。

中国市議会議長会表彰、特別表彰、議員12年以上、岩本明央議員。

以上、御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 続きまして、4月の人事異動により職員の異動がありました。この際、執行部より紹介がございますので、よろしく願いいたします。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうから、4月1日付並びに5月1日付で異動のありました、本日出席の職員を紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左からでございます。

市民福祉部長、大野義昭。建設農林部長、志賀雅彦。観光商工部長、西田良平。総合政策部次長兼企画政策課長、繁田誠。

続きまして、3列目でございます。

総務課長、佐々木昭治。税務課長、池田正義。市民課長、中嶋一彦。地域福祉課長、内藤賢治。生活環境課長、古屋敦子。

次に、議長席向かって右側でございます。

会計管理者、細田清治。美東総合支所長、東城泰典。秋芳総合支所長、鮎川弘子。続きまして、2列目でございます。

上下水道局長、杉原功一。監査委員事務局長、奥田源良。

最後に、議会事務局主任の篠田真理でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第1号か

ら報告第2号の2件及び議案第34号から議案第44号までの11件と、事務局からは会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第1号及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、末永義美議員、杉山武志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第1号から日程第15、議案第44号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成29年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました、報告2件、議案11件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。

これは、平成29年1月16日、美祢市美東町綾木薬王寺の国道において、市所有の自動車がガードレールに接触し、破損させた公務上の事故により、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についてであります。

これは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年度から平成33年度を目標年次とする、5年間の計画を策定いたしましたので、同条第8項の規定により報告するものであります。

議案第34号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成30年度から平成33年度まで3年間延長を行うものであります。

次に、固定資産税の課税標準の特例において、軽減する割合を地方税法附則第15条の範囲内で、条例で定める対象資産について、その対象資産に定める参酌で示された割合を適用し、特例の割合を定めたものであります。

次に、軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を、平成30年から平成32年まで2年間延長を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第35号は、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体が定める省令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条に定める基本計画同意の日を1年間延長し、平成30年3月31日までとするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第36号は、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均衡に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加するとともに、本条例の適用期間を平成31年3月31日までとするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第37号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、議案第34号同様、地方税法、関係政令及び関係省令が、平成29年4月1日から改正されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、美祢市税条例で定めた固定資産税等の課税標準の特例のうち、都市計画税に関する対象資産について、市税条例同様に参酌で示された割合を適用し、本条例の附則第6項に追加する改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第38号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を目的とした、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを

行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第39号は、平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算第1号についてであります。

これは、平成28年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により、2,700万7,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、これを繰上充用するため、平成29年度予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,700万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,865万4,000円とするものであります。

議案第40号は、美祢市個人情報保護条例の一部改正について、議案第41号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、平成29年5月30日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律との整合を図るため、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

なお、各条例は平成29年5月30日から施行するものであります。

議案第42号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、美祢市教育委員会委員の井上敏雄氏が、平成29年5月21日をもって任期満了となりますことから、後任として、山本亜由美氏を美祢市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成29年5月22日から平成33年5月21日までの4年間であります。

議案第43号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価員につきましては、税務課長の職にある者を選任しておりますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に異動がありましたので、新たに税務課長となりました、池田正義を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

議案第44号は、美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

これは、美祢市固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成29年5月21日をもって満了となりますことから、後任の委員として、津村正次氏、末岡久夫氏、川島茂氏の3名を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成29年5月22日から平成32年5月21日までの3年間です。

以上、提出いたしました、報告2件、議案11件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 第1号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。昨年度から、ほとんど、この本会議を開くたびにこういう報告事項が出てくるわけですね。今回は相手方がないと。ガードレールにぶつかったということだと思っんですね。

したがって、1月16日、何時ごろ何でこういうことが起きたのか。何が申し上げたいかという、もし職員の過労が原因だとか、健康状態だとか、いろいろあると思っんですね。特に、ずっと28年度から含めて出てきました。これについての再発防止といいますか、その辺はどういうふうにされたのか。

したがって、今回の質問は、原因と何時ごろだったのかということと、なぜこういうことが起きたのか。その辺を、御説明を願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋生活環境課長。

○市民福祉部生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えします。

まず、事故の発生した時間ですけれども、午前8時30分ごろでございます。

それから、原因でございますが、1月16日、この日は雪が降っておりまして、雪道でスリップしたということが原因でございます。

それから、この内容についてですけれど、この車両については、美東総合支所に置いております、ごみ収集に使用する車でございまして、実際には、委託業者が運転をしておりました。委託業者からの報告がありまして、再発防止、十分注意して運転をするようにということを、私どものほうからは指導いたしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。

○14番（竹岡昌治君） はい。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねいたします。

今回の原因は、ガードレールに接触したとありますが、市道や市の駐車場の表面の舗装が壊れていて穴が空いている場合があります。道路も壊れて穴が空いている場合もありますが、こうしたことを指摘しましたら、お金がない、予算がないとかの理由で先延ばしになっているのではないかと思います。こういったことが事故につながるのではないかと思います。

何年か前ですが、市道の舗装が壊れて、これが原因でバイクが転倒して事故になって保償をしたということがありましたが。事故が起きた場合、それ以上にお金がかかるのではないかと思います。どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 三好議員、この報告についての質疑をお願いいたします。今の件は、ちょっと余り関係ないと思いますので……。よろしいですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） これからも、こういったことが原因で、損害賠償をしなければならないということが発生するのではないかと思います。意見を述べましたが……。

○議長（荒山光広君） 執行部、何か答えられますか。志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

市道の補修等につきましては、緊急性のあるものから、順番をつけて補修をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） このたび、この美祢市障害者計画、平成29年度から平成33年度ということで、今回、この報告がされております。しっかりと読まさせていただきました。

この中で、障害者手帳を持っている方、持っていない方、こういったアンケート調査結果等が載っております。それで、障害者の方で、福祉サービスの利用について、感じていることは何ですかということの質問に対して、その障害者の方が、どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい。

そしてもう1点は、利用についての申請や手続方法をわかりやすくしてほしい。これ本当に、切実な、私は問題ではないかと思っております。こういったことが、障害者の方にいまだにあるということで、今まで、さまざまな手を打っていただいたとは思っておりますけれども、こういった方たちの、皆さんにサービスがどんなものがあるのか。それについて、手帳を持っておられる方、持っておられない方に対して、具体的に、障害者、千何人とかおってと思っておりますけれども。そういった方々に、サービスはこういったものが具体的にありますよというものをですね、私は小冊子またはペーパーでも結構ですから、しっかりと送っていくことが大事。

また申請も、ほかのことの申請しようと思っ、何をしたいか、どこに行きたいかわからんこともたくさんあります。そういった面においては、どこに行ったらちゃんと申請できますよと。こういったところを、もっともっと、私は障害者の立場に立った、こういった見方、捉え方、こういった形での支援策というものが、私は必要となっていると思っております。この辺に対して、今後どう、そこを深めていくのか。この辺についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 内藤地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、できるだけわかりやすく、広報やホームページなどです

かりと広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） すごく簡単な答弁でした。はい。これについて、もう少し、聞いても聞きごたえのある答弁というのを、しっかりとしていただきたいなと思っております。

それともう1点、美祢市地域自立支援協議会要綱で、こういった協議会の委員のメンバーおられて、この中の2条で、協議会は次に掲げる事項を主管するというところで、その（2）で、「支援が困難な事例への対応に関すること」ということがあります。この辺に関して、本当に協議会の中で援助が困難な事例への対応、ここについては、もっと私も、今、申し上げましたけど、こういった援助をしていただきたいという思いの方も結構おられます。私も一般質問で、総合支援学校に行きたい。これに対して、たんの吸引の措置をしなければならないということで、看護師また運転手等、さまざまな難しい点があるわけでありまして。また、補助の助成の件についても問題があると。そういったところの、どうこれを、そういった方を支援していくかということ、私はこういった協議会で解決できるような、また、そういった例を挙げてどう解決するか。その辺がその協議会で今まできちっと行えてきたのかどうか。この辺についてどうだったのか。どうか。この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

協議会についての内容に関しましては、ちょっと今、議事録等を持っておりませんので、内容に関しましては御報告を申し上げられませんが、先ほどの質問から、いかに障害者の立場に立って、支援策を講じていくかということなんですけど。今、現在、あいサポート運動という、こういったハートのバッジがあるんですけど。こういった、あいサポート運動ということで、職員の全てなんですけど、こういった障害者の気持ち、あるいは立場に立っていろんな物事をするといった運動を進めております。

特に、先ほど言われましたように、行政の事務等に関しまして、こういったところに行って、こういった内容の支援が受けられるとか、そういった内容に関しまし

て、なかなか障害者の方には理解してもらえないということがありますので、そういったことも丁寧に援助していくといった運動なり姿勢を推進しておりますので、そういったことで、職員が先頭となって、こういった障害者支援の運動していくようにしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。私もこの障害者の、あいサポート運動ということでバッジを持っております。講習を3時間しっかりと受けて、難聴の方、障害を持っている方のこういった講習を受けましたし、また、さまざまな面での講習を受けたわけでございます。そういったところで、少しずつ障害者に対する捉え方というの、私は変わってくるのではないかと考えておりますので、どうかその辺については、市の執行部の皆さん、担当の方、しっかりと受けていただきたいと思います。どうか、今後とも障害者が何を必要としているかということをもっと耳を傾けて、一つでも二つでも解決できるように努力していただきたいことを、お願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、岡山議員の質問に対して、関係機関としての考え方はお示しいただきました。この基本目標を実現するために、まちづくり体制、いわゆる相関図が地域と障害者のある人あるいは関係機関と。こういう3者が取り組むんだと、こういうふうに書いてあります。

そこでお尋ねなんです、地域というのは、それぞれの、例えば、伊佐地区なら伊佐地区、大嶺地区なら大嶺地区ということだろうと思うんですね。その地域が障害を知ることから始め、障害のある人とかかわる機会をつくりましょうと、こう書いてあります。

さらに、今度はいきいきと自分らしくという社会参加の場合も、障害のある人が地域の行事などに参加しやすくなる工夫をしましょうと。基本的なことが、地域の役割として、もう1点は挨拶を交わしたり、話をしたり、日ごろからお付き合いしましょうと。これは、当然のことなんだろうが。これは一体、誰がその地域に対して推進をしていこうとされているのか。

そして、地域は受け皿がどこなのか。例えば、区長なのか、民生委員なのか、福

社委員なのか。社会福祉協議会がやっている福祉委員というのもありますよね。その辺の働きかけを、誰がどのようにしようとお考えなのかが読み取れないんです。見ても。せっかくの立派な計画ができていますから。その辺の、例えば、地域社会福祉協議会としても、こういう話は余り聞いたことがないというような状況です。これは一例です。状況として、もっともっとどうやって浸透させていって、どうやって地域の受け皿をつくるのか。その辺のお考えがあれば、ちょっとお尋ねしたいと思いますし、なければ、今後、やはりその辺も検討材料として付け加えていただきたいなど。このように思います。

○議長（荒山光広君） 内藤地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

この計画は、総括的な理念を中心に示しておりますので、まだ個別、具体的なことはしっかりとお伝えはされておられませんけれども。今、御指摘いただいたようなことを踏まえまして、今後、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 恐らくそういうお答えだろうなと思ったんですが。具体的に申し上げますと、美祢市の障害福祉計画が、いわゆる29年度、ことしで終わりです。多分、それにもっと詳しく織り込んでいきたいと、こういう御答弁だと思うんですが。年度的にズレがある。したがって、私が申し上げたいのは、じゃあ29年はそのままにしておくのかと。こうなっちゃうんで申し上げたんですが。その辺については、どうお考えなんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

言われるように、今の障害者計画と障害者福祉計画には1年のズレがございます。障害者福祉計画は、実際の需要量と言いますか、そういった量を想定いたしまして、具体的な支援策等を講じているわけがございます。

先ほど言われておりますように、行政として、まずその地域、あるいは区長さんに、直接、こういった政策をしてくださいとか、そういったことは、今のところ、

まだできておりません。特に、先ほど言われましたように、社会福祉協議会等に主な任務といたしますか、そういった役目を担ってもらっているのが現状でございます。

だから、先ほど御指摘ありましたように、行政としては、まだまだ不十分な面がございますので、そういったことを、この29年度、1年——まだ福祉計画ができないわけなんですけど。そこをもう少し調査いたしまして、実際にその地域に携わっていくような政策等を、今後、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。

○14番（竹岡昌治君） はい。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。末永議員。

○1番（末永義美君） 失礼します。私も議会に入る前に一般公募で、この地域自立支援協議会の委員をしていましたし、もともと福祉の現場にいた人間から、一つ、三つ御質問があります。

今、よくメディアの中でも言葉はあります、発達障害というような言い方があります。これ、さまざまな症状というか事例があります。この障害者計画の中に入れない方、もしかしたら、うちの子供はそうじゃないか。いや、私自身がそうなんじゃないかという。この手帳がない方、そういった方々への不安の解消や、もし症状が適合する場合の御案内といたしますか、そういったところ、この計画に入る前のいろいろな複雑になっています社会情勢の中での、家庭の中での個人の不安を聞く、相談に乗るような体制というのは、今までの、この障害者計画にはあったのか。また、そういった面もこれから考えるような、余地はあるのか、まずお聞きします。

○議長（荒山光広君） 内藤地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（内藤賢治君） まず、そういったお子様たちのことにつきましては、この計画の中にも、31ページのほうに、教育、療育への支援ということで、相談支援体制の充実ということで記載しておりますので、こちらのほうでしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） それで、私たちがやっています、書いていますというだけじゃなくて、皆様から見て、見やすい、行きやすい、そして安心してもらえるような、より二歩、三歩、市民の側に出たような体制を、これから常時できますようによろ

しくお願い申し上げます。

それともう1点、私も今まで福祉委員というものをやっていました。この計画も、できれば民生委員さんや児童委員さんに対して、この障害者計画を進めていく上での研修制度がこれからどういうふう to 充実していくのか。そして、福祉委員というのを私やっていましたけども、ほとんど年に一度の福祉委員研修会だけで、ほかは活動したかなというふうな、自分ながらも不満というか、あります。ですから、この民生委員さん、児童委員さん、そして福祉委員さんというものに対して、このような障害者計画と同時に、さまざまな地域住民の生活に大きくかかわる福祉計画の推進に対しての、より一層な知識、そして、いろんな方々への会話ができるような、いわゆるカウンセリング力ですか。この辺に対しても、制度があるからとか、これからやっていきますじゃなくて、人がどうやって動けるか。そして、同じく向こう側にいる市民の方々が動いてもらえるのか。この辺の人的な部分といいますか、心あるような計画を進めてもらいたいと思いますけど。この辺に対して、私の意見でしたけども、民生委員さん、児童委員さん含めて、福祉委員さんとしての、ちょっとそういった、福祉委員としてこうやったなという記憶がないんですね。

だからその辺で、よりそういった方々の、いい意味での協力をしてもらおうといたしますか、利活用方法も含めて、この点、先ほど言った、人が動くという意味では、どのようなお考えがあるのか。再度、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 内藤地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの末永議員の御指摘といたしますか、ありますので、今後、それも踏まえまして、実際のほうの研修とか、人員体制、資質の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。末永議員。

○1番（末永義美君） わかりました。先ほどの岡山議員の思い、そして竹岡議員の思いも、ほぼ一緒と思うんですけども。少しでも市民にとって、本当に利用しやすい、当てはまらない方でも、もしかしてと聞きやすい。そういったこと、これから、これからということが、また次の議会等で、私たちがさらによくはない方向で質問することがないような、美祢市独自のものということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、議案第34号専決処分の承認について、美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねいたします。

この文面の中で、特定配当金とかありますが、これは個人が上場企業などからの配当金の支払いを受けたときにかかる税金で、お金持ちの税金に対する施策と思いますが、いいか悪いかについてはあれですが、こういった税金に対する政策と思いますが、一般市民全体にとってはどうなのかということが1点と。もう1点は、この制度導入によって、税収の増減といいますか、変動が発生するのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 池田税務課長。

○総務部税務課長（池田正義君） 三好議員の質問にお答えします。

まず1点目が、全体にとってどうかということなんですが。必ずしもお金持ちだけの施策とは言えないと思います。個人の方で、今、最近、NISAというふうな株式投資もありますが、そういった方も、やっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、株に興味のある方が、この条例に関係してくるというふうに思っておりますので、お金持ちだけのためのものというふうには考えておりません。

それと、この税改正が税収にどう及ぶかということなんですが。これは、税収に及ぶというよりは、個人の方々が申告をするかしないかということに関して、今までは、明文化されておりましたが、それがきちんと明文化されたということに対しての改正でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 文面の中に、固定資産税の減額もあったように思いますが、これは余り影響しないのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 池田税務課長。

○総務部税務課長（池田正義君） 三好議員の質問にお答えします。

固定資産税の減免ということがございます。例えば、新旧対照表で御説明したほうがいいと思いますが、新旧対照表の6ページから7ページにかけてになりますけれども、固定資産税の標準課税というところで——済みません、その下です。法第349条の3第28号等の条例に定める割合ということでございます。それは、先ほど市長のほうから提案理由が説明がありました、市の条例のほうで減額の割合を定めるということでしたけれども、これに関しては、国のほうで保育所の受け皿促進整備を行っておりまして、その保育所を整備した場合に、固定資産税が減免になるというふうな規定でございます。確かに、この保育所が美祢市にできれば、減免になりまして、その補填分は国等からはございませんけれども、今、申し上げましたように、これに関しては、保育所の整備、待機児童の対策ということで掲げてあるものでございます。

ほかにも固定資産税の減免はありますけれども、やはり、同じように保育所の整備やその他もろもろの施策のための減免ということで、市民にとって有効な改正というふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第34号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第35号専決処分の承認について、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第35号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第36号専決処分の承認について、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第36号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第37号専決処分の承認について、美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第37号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第38号専決処分の承認について、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この場合ですけれど、この限度額の軽減策で、特例世帯でいえば1軒の家に1人の人は国保よと、もう1人の方は後期高齢よという場合が、この特例世帯に当たると思いますが、その国保の方は今回の改正で減免になりますが、後期高齢の場合、後期高齢になられた方の場合、平等割が、ちょっと調べましたら、5年は半額になり、その後は、3年間で4分の1の軽減とかになっておりますが。これに変動があるのでしょうか。

そして、今の国保の方が1人、後期高齢が1人の場合のときですけれど。この改正によって、そこの1軒の方の保険料がどう変わるのか。ふえるのか減るのかお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 中嶋市民課長。

○市民福祉部市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

三好議員の御質問、特定世帯についての御質問であったと思いますが、特定世帯につきましては、変動はございません。つまり、これまで国民健康保険であった方が後期高齢者制度に移行したことによりまして、同じ世帯に国民健康保険の加入者が1人だけとなった世帯。これを特定世帯と申しますけれども、これの医療給付費分と後期高齢者支援金等分の平等割を、5年間半額に軽減するということで、これまでどおりということでございます。

それから、特定世帯の期間が5年を経過した世帯。こちらのほう特定継続世帯と申しますけれども。こちらのほうは、その後、3年間、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の平均割を、4分の3の額に軽減しますということで、これまでの内容と変更はございません。

それから、今回の改正についてでございますけれども、こちらのほうは、国民健康保険税には世帯の所得状況に応じまして、均等割、それから平等割というものがございまして。こちらのほうを7割、5割、2割対象世帯というところでございまして

が、こちらの軽減する制度がございますけれども、このうちの5割と2割の軽減について、経済動向等を踏まえ、適用範囲を拡大するための改正を行うというものでございますので、そちらのほうで御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第38号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第39号平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第40号美祢市個人情報保護条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第41号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第42号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第42号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

山本亜由美さんの御入場をお願いいたします。

〔教育委員会委員 山本亜由美君 入場〕

○議長（荒山光広君） 山本亜由美さんには、ただいま議会におきまして美祢市教育委員会委員の任命について同意されましたので、本席からお知らせいたします。

この際、山本さんより御挨拶の申し出がございますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

○教育委員会委員（山本亜由美君） 山本亜由美と申します。このたびは教育委員に
御同意をいただきありがとうございました。

私は、美祢市に住んでから、ことしでちょうど10年になります。この節目の年
に教育委員という大役を引き受け、大変、身の引き締まる思いです。私は、8歳の
娘、6歳、2歳の息子を持つ母親です。保護者としての目を通して、美祢市教育行
政の進展に微力ながら力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお
願いいたします。

○議長（荒山光広君） ありがとうございます。それでは、山本さんには御退場を
お願いいたします。

〔教育委員会委員 山本亜由美君 退場〕

○議長（荒山光広君） ここで、池田税務課長の退席をお願いいたします。

〔税務課長 池田正義君 退席〕

○議長（荒山光広君） 日程第14、議案第43号美祢市固定資産評価員の選任につ
いての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第
37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す
ることに決しました。

これより、議案第43号の討論を行います。本案に対する御意見はございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意す
ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

池田税務課長の復席をお願いいたします。

〔税務課長 池田正義君 復席〕

○議長（荒山光広君） 池田税務課長には、議会において美祢市固定資産評価員の選任について同意されましたので、この席からお知らせいたします。

日程第15、議案第44号美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第44号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

この際、暫時休憩いたします。この間に総務民生委員会の開催をお願いいたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10、議案第39号から日程第12、議案第41号までを一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本会議において、本委員会に付託されました議案3件について、先ほど委員全員出席のもと、慎重に審査いたしましたところ、議案第39号平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員より、質疑、意見はなく、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

また、議案第40号美祢市個人情報保護条例の一部改正について及び議案第41号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての2件については、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

なお、議案の審査過程において、委員より、質疑、意見がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、総務民生委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第11、議案第40号美祢市個人情報保護条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この条例につきましては、マイナンバーに関連した条例なので、マイナンバーに反対ですので、当然、この一部改正についても反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第41号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この条例についても反対いたします。マイナンバー制度に関連しております、この個人番号、マイナンバーの利用及び特定個人情報の提供ということもありますが。美祢市ではこういうことはありませんが、全国的には漏洩という事件もありまして、際限なくこの個人番号が広がって被害が大きくなることも懸念されますので、このマイナンバーに関連した条例の一部改正などで反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第39号平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて、平成29年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前11時50分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年5月19日

美祢市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

末永義美

”

杉山武志